

人権さんだ

5 月号

かいしょう
部落差別を解消するために
～わたしたちにできること～

《問い合わせ》
福祉共生部共生社会推進室人権推進課
TEL : 559-5148 FAX : 562-1294
E-mail : jinken_u@city.sanda.lg.jp

令和3年(2021)

No.506



部落差別は、日本社会の歴史のなかで形づくられ、一部の人たちが社会的、文化的、経済的に差別を受けてきた日本固有の人権問題です。

平成28年12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律には、「現在もなお部落差別が存在する」「部落差別は許されないものである」「部落差別を解消することが重要な課題である」と明記されています。

今号では、部落差別を解消するために、わたしたちにできることについて今一度考えてみたいと思います。

写真：Shige

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

これまでの取り組み



部落差別については、昭和22年に「基本的人権の尊重」を柱の一つとする日本国憲法が施行された後も、教育や就職といった様々な機会で不当な扱いを受けるなど被差別部落に対する差別は解消されませんでした。



これらの課題を解決するため、同和対策審議会の答申を受け、「同和対策事業特別措置法」が昭和44年に施行され、以後33年間にわたり様々な環境改善事業が実施されました。

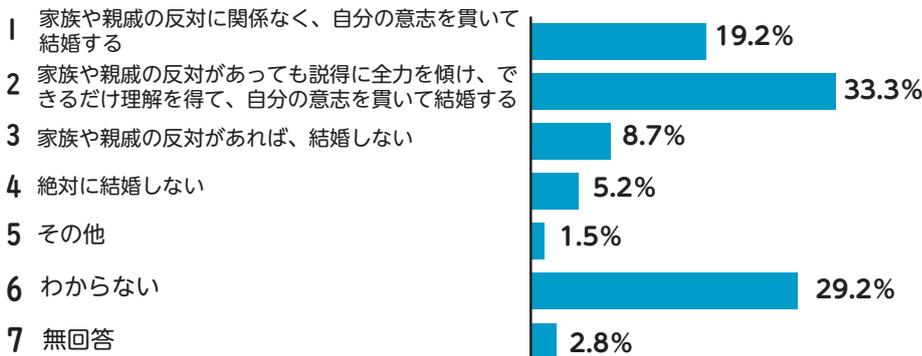
その結果、環境面での格差は大きく改善されました。しかし、心理面においては、部落差別に関する差別意識は以前に比べ解消に向かっていているものの、結婚問題を中心とした差別事象、差別発言や差別落書きなどの悪質な事件に見られるように未だに誤った差別意識が存在しています。今後も引き続き、部落差別解消に向けた取り組みが必要です。

結婚は自分の意思で



結婚相手が同和地区の人であるとかかった場合の人々の意識についての兵庫県のアンケート調査結果を見ると、52・5%の人が自分

結婚相手がいわゆる同和地区の人であるとわかった場合



資料：「平成30年度人権に関する県民意識調査」

の意志を貫いて結婚する」（1と2）と答えています。一方で、13・9%の人が「家族や親戚に反対があれば結婚しない」「絶対に結婚しない」（3と4）と答えています。

周りの人々に祝福されて結婚したいと願う気持ちは自然なことだと思います。家族や親戚の意見に気にするあまり、自分たちの結婚に対する意思が尊重されない状況が生まれるとしたらどうでしょうか。



住んでいるところや出生地などを理由として結婚に反対することは部落差別そのものです。そのことのおかしさや差別を受ける人の心の痛みに気づき、一番身近な人にきちんと話をすることが大切ではないでしょうか。

インターネット上の差別

情報化の進展に伴い、インターネットを悪用した顔の見えない悪質な差別が現在の大きな課題となつていきます。

具体的には、インターネット上で「掲示板」と呼ばれる書き込みサイトや動画サイト、更に個人が

直接不特定の人との通信が可能なSNSなどを通して、差別書き込みや特定の地区が部落問題に関係した地区とする情報を流すなどの行為です。表現の自由は守られるべきですが、個人の尊厳を踏みこじめる行動は決して許されるものではありません。

モニタリングの取り組み

インターネット上の悪質な書き込みは許すことができません。放置していると拡散する一方です。誤った情報が更なる差別を生むことになってしまいます。こうした行為を早期発見し、差別的拡散を止める目的で「インターネットモニタリング事業」を実施している自治体が増えていきます。

三田市では、平成30年度からインターネットを悪用した差別書き込みに対し、モニタリング（監視）を開始し、悪質な書き込みを発見した場合にはプロバイダへ削除要請を行つていきます。



三田市インターネットモニタリング事業

- 【検索方法】「**掲示版**」で**誹謗中傷**や**差別書込み**が多いサイトを中心に、三田市での**部落差別**に関係する書き込みを検索し、内容を調査します。
- 【処理方法】具体的な地名や固有**名詞**などが書き込まれているなど**削除**の必要がある場合は**プロバイダー**へ**削除要請**し、その後も**削除されない**場合は**法務局**と**連携**して**削除要請**を行っています。
- 【削除状況】取り組みを開始した平成30年度は5件の**悪質な書込み**を発見しました。令和元年度は0件でしたが、令和2年度は1件の**削除要請**を実施し、その後**削除が完了**したことを**確認**しています。

わたしたちができること



関心をもつ

「時間がたてば自然となくなる。知らない人にわざわざ教える必要はない。」といったいわゆる「寝た子を起すな論」の考えがあります。しかし、これは、差別に苦しんでいる人から目を背け、差別を容認し、差別意識を温存することにつながり、根本からの解決になりません。自分のこととして捉え関心を持つことが大切です。

部落差別に限らず、世の中のあらゆる不合理や差別に関心を持ち、いつも「自分ならどう思うか？」という気持ちを持って生活することが大事です。

正しい知識を身につける

わたしたちが**日常の生活**で知り得る情報の中には、「**迷信**」や「**うわさ**」も多く見受けられます。「昔からそうしているから」「みんながそうしているから」という意識は、自分自身の思いがなく世間に同調しようとするものであり、目の前の差別に自らが気づくことができないこともあります。

編集後記



また、インターネット上では、**根拠のない誤った情報**が**氾濫**しています。誤った知識を正しいと思い込み、人の尊厳を傷つけることになってはいけません。嘘やデマなどかな情報に惑わされず**人権を尊重**し、差別を許さない視点から正しく理解していくことが大切です。

人を「生まれ」や「住んでいるところ」などで差別するということは、人と人との交流の機会を奪い、人間関係を狭め、排除していくことにつながります。人との交流を深めることは、生きる喜びを生み出す源でもあります。すべての人が、幸せな人生を送れる社会のために、**人権を大切に**していくことが私たちに求められています。

部落差別は、人がつくりだしたものです。であるならば、私たちの手でなくすこともできるはずで、将来にわたって**部落差別**を残すことがないように、私たちはその**解消**へ向けた先人の歩みを引き継ぎ、あと戻りさせることなく、一歩ずつ前へ進めていきましょう。

令和2年度 人権標語・ポスター受賞作品



上野台中学校 2年(昨年度)
永井朝陽さん

● あたたかい
あなたの言葉に
えがおさく

● 藍小学校6年(昨年度)
赤井日向子さん

人権に関する総合相談

TEL 559-5062 FAX 559-5063
月曜～金曜 9時～17時(※祝日・年末年始を除く)

● 専門相談員による性的マイノリティ特設電話相談(予約)

TEL 559-5062 FAX 559-5063
月曜～金曜 9時～17時(※祝日・年末年始を除く)
※専門相談員との相談日は予約後に調整

● 人権擁護委員会による定例人権相談(予約)

TEL 559-5148 FAX 562-1294
《次回相談日》5月27日(木)13時～16時

「想ぞうしてみよう」



富士小学校 4年(昨年度)
はたのなつみ
波多野七海さん

人権コラム

同和問題解決への取り組みから、 すべての人の人権確立へ

同和問題への取り組みの中には、^{ふだん}普段のわたしたちの生活に大きく関わっているものが少なくありません。わたしたちは、こうした取り組みや制度に学び、あらゆる差別を許さない社会を作っていかなければなりません。

～ 教科書の無償化 ～

今では考えられないことですが、1960年頃まで小中学校の教科書には「定価」が記載されていました。その中で、当時の高知県の人たちの部落差別をなくす運動がきっかけとなり、義務教育で使用される教科書は無償（憲法では義務教育を無償としています）で配付されるようになりました。多くの保護者が声を上げたことで、法律成立へと繋がりました。



～ 統一応募用紙 ～

就職時に提出する応募用紙から、本人の能力や仕事に対する適性には関係のない本籍地や家族の職業など就職差別につながる項目を記入する欄をなくし、全国で統一された用紙が使われるようになりました。



全国の高等学校の関係者や企業が話し合いを重ねて、統一応募用紙ができました。



～ 本人通知制度 ～

これまでの差別を許さない取り組みの中から、結婚相手の身元調査などに住民票の写しや戸籍謄本などが不正取得される事件をうけ、第三者などに交付した事実を本人へ通知する制度が各自治体で導入されるようになりました。これは、証明書の不正取得を抑止し個人の権利侵害を許さないまちづくりを目的として、証明書を第三者に交付した場合に事前に登録した人に対して、交付したことを本人に通知する制度です。

本人通知制度を一部見直します

このたび、社会情勢の変化などを踏まえ、不正取得の抑止効果をより高めていくため、5月1日から本人通知制度の取り扱いを左記のとおり一部変更します。

変更点①

「要綱に基づく本人への通知書に記載する内容」交付請求者が「八業士」の場合、資格（弁護士、司法書士等）を表示します。

変更点②

「個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求をした場合の内容」交付請求者が法人・八業士の場合には事務所所在地、法人名称を開示します。

ぜひこの機会に事前登録をご検討ください。詳しい制度内容は、三田市ホームページをご覧ください。問い合わせページを
560-2101
課(559-5068) FAX:
560-2101

本人通知制度に登録しましょう!

